

消衛保組 第 3 号
平成31年1月21日

新潟県知事 花 角 英 世 様

加茂市田上町消防衛生保育組合
管理者 加茂市長 小 池 清 彦

ダイオキシン関連の県の官僚の職権濫用によるファッショ独裁的
違法かつ不当な行為に対する抗議について

- 1 花角知事様におかれましては、かねてより問題とされて来た県知事と市町村長との間の意思の疎通と信頼の構築に意を用いられ、努力されておられることに対しまして、深く敬意を表するものであります。
- 2 しかるに、このたび県の官僚の職権濫用による違法かつ不当な行為が行われ、組合と加茂市に対する「いじめ」、「見せしめ」、「つるし上げ」的行為が行われたことは、極めて残念なことであり、県と市との間の信頼を完全に破壊するものであります。
- 3 行政の現場は、すべて100点満点とはいかぬものであり、場合によっては、結果として解決に相当な時間とお金がかかるものが出て来ます。本件の当組合の焼却炉の1号炉の排ガス中のダイオキシンの値が基準値(5ng/m³)を少し超過した案件がそれであります。
- 4 当組合は、本件の1号炉の排ガス中のダイオキシンの値を基準値内に収めるため、炉内の修理や清掃にこれまでに2,430万円、近日さらに追加700万円の多額のお金を使いながら努力を続けて来ているところであり

ます。

- 5 これまでの1号炉の修理と清掃は、3回にわたって行われましたが、1号炉の排ガス中のダイオキシン値は、1回目の作業（平成30年5月26日～6月12日）の結果は、24.00ng/m³であったものが、2回目の作業（平成30年10月16日～17日）の結果では、8.90ng/m³まで下がり、3回目の作業（平成30年12月7日）の結果は、11.00ng/m³で、あと一歩のところまで来ていたのであります。
- 6 これまでの3回にわたる修理・清掃作業については、その都度その詳細について県の三条地域振興局の環境センターに報告し、修理・清掃作業が終わったあとのダイオキシン値の測定検査には、2回目の測定検査以後は常に同環境センターの担当者（課長代理等）が立ち会って指導監督を行って来たところでもあります。
- 7 県当局は、このように、当組合の3回にわたる修理・清掃の努力について、十分に承知し、指導・監督を行って、平成30年12月11日には、3回目の修理・清掃作業の結果のダイオキシンの測定検査に担当者が立ち会って指導・監督していたのに、急にそれから3日後の平成30年12月14日に県自らがダイオキシンの測定のための立入検査を行い、その結果を公表するのだといい立てて、問答無用で強引に立入検査を実施したものであります。
- 8 3回目の修理清掃作業の結果のダイオキシン値の測定検査を行う責任者は、当組合であり、これは公正な測定業者に依頼して行ったものであり、しかも、県の環境センターの担当者の立会いと指導・監督の下に行ったものであります。その上に屋上屋を重ねて県当局が立ち入って測定する必要は全くありません。それは、県の予算の無駄使いでもあります。
- 9 そもそも、民主主義国家においては、強権発動の行為である立入検査というものを行うには、法律で厳重な制約が課せられているのであります。

根拠法令であるダイオキシン特措法第 34 条は「・・・都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において・・・その職員に、特定事業場に立ち入り、特定施設その他の物件を検査させることができる。」と定めているのであります。2回目以後は、県自らの指導と監督によって、修理・清掃作業を行わせ、その都度ダイオキシン値の測定作業に立ち会い、あろうことか自らが立ち会った公正な測定のわずか3日後に自らが立ち入って測定をすることは、「必要な限度」を大きく越えるものであります。それは、まさに著しい職権濫用の違法にして不当な行為であります。

- 10 3回目の修理・清掃作業が行われる前の12月6日、当組合は、新潟県三条地域振興局長の求めに応じて、再発防止のためにとった恒久的措置と今後行う恒久的措置の概要を次のとおり報告いたしました。

再発防止のためにとった恒久的措置の概要（今後の予定を含む）

（施設）

- ①主灰出しコンベヤの取替
- ②ガス冷却室のガス冷却水配管の取替
- ③炉下コンベヤケーシング落塵シュート孔あき箇所（12月10日実施予定）
- ④ロータリードライヤー本体のシールパッキンの取替
- ⑤1号炉バグフィルタのろ布の一部取替（12月7日実施予定）

（運転）

- ①運転管理において、炉内温度が低下傾向にあるときの助燃バーナーの活用
- ②ピット内のごみの攪拌をよくする。

また、報告した際、12月中に行うことになっているもの及び部品の調達に数ヶ月かかるもの以外は、翌年の1月に行うことを伝え、さらに12月下旬には、その恒久的措置を翌年の1月27日から2月6日までに行うこ

とを伝えたのであります。なお、この工事には、700万円かかります。

- 11 このように、財政状況が必ずしも十分でない当組合と加茂市が、きわめて多額の金を使って努力している姿を見たら、県当局は、当組合の苦ちゅうを理解し、温かい手を差し伸べて支援して下さるのが社会通念ではありませんか。しかるに県当局は、何が何でも、まだ基準値（5ng/m³）以内に収まっていない、まだ懸命な努力中であることを百も承知のダイオキシンの値を、違法・不当な立入検査を行ってまで、公表し、世間への見せしめ、スケープゴートにしたのであります。何という冷酷無残な行為でありましょうか。

こんなことをして、世間の見せしめにして、何の進展、何の利点があるのでしょうか。全く何の利点もありません。「県は偉いんだ、市町村はおろか者だ。」「市町村は、虫けら以下で、「見せしめ」でどんなひどい目に会わせてもいいのだ。」と暗に言っているだけではありませんか。県の官僚がこんなことをするから、市町村に県に対する深い恨みが残り、県不要論さえ出て来るのです。

- 12 次に県当局は、ジャーナリズムに配った「新潟県報道資料」において、「速やかに焼却施設1号炉を停止すること」と、「ダイオキシン値が基準値以下になるまで、1号炉の停止を継続すること」を指導したと述べています。「犯罪者はすべて死刑」という考え方であります。まことに思慮の浅い措置であります。

ダイオキシンが有害といえるほどは出ていない、ごく微量しか出ていないのに、2つある炉の1つをいとも簡単に止めさせてよいのでしょうか。当然焼却できないゴミの巨大な山ができ、大混乱が起きることを覚悟せねばなりません。その全責任は県当局にとってもらわねばなりません。知事様の責任問題に発展することが心配です。

- 13 ダイオキシン特措法第28条によれば、焼却炉の設置者は、原則として毎年1回ダイオキシン値を測定することになっています。県は、この報告を受けて翌年度の8月頃に公表します。これが基本なのです。1回の測定

でダイオキシン値が基準値に達しない市町村は、その年度の間には基準値に達するよう修理・清掃作業を行います。従って、その年度内の努力の最中に鬼の首をとったように、まだ基準値に達していない市町村名を公表する「見せしめ」、「いじめ」的な行為は、甚だしい行き過ぎなのであります。

14 三条地域振興局健康福祉環境部がジャーナリズムに配付した平成 31 年 1 月 15 日付の新潟県報道資料には、

県の対応

施設の設置者に対して、次のとおり指導しました。

- ・速やかに焼却施設 1 号炉を停止すること
- ・基準を超過しないよう必要な改善を実施すること
- ・1 月下旬から施設の改修を行うと聞いているが、当該改修により排ガス中のダイオキシン類濃度が基準以下に低減したことが確認されるまで 1 号炉の停止を継続すること

とあります。しかし、このような指導は、全く行われておりません。従ってジャーナリズムに配布されたこの文書は、完全な虚偽の文書であります。

15 この全くの虚偽の文書である平成 31 年 1 月 15 日付の文書が出された 2 日後の 1 月 17 日に、今度は新潟県三条地域振興局長名で「特定施設の改善及び使用の一時停止に関する指導について（通知）」という文書が当方へ送られて参りました。炉の停止という最重大事項について、全く指導をしていないのに、指導したと発表し、それから 2 日後にやっと指導文書を送って来るとは、何という怠慢、何という無責任な行為でありましょうか。当方は、1 月 15 日付の虚偽の文書を見て、直ちに炉を停止したのです。県官僚の独善的墮落は、このようにひどいところまで来ております。

16 次に、このたび県当局から当方に来た文書は、炉の一時停止の「命令」ではなくて、「指導」であります。しかし、ダイオキシン特措法第 22 条には、「指導することができる」とは定めておりません。県当局ができるの

は「命令」即ち「一時停止命令」だけです。従って、この文書は、法律に基づかない「違法文書」です。なぜ県当局は、このような違法文書を出したのでしょうか。その理由は、このたびの妥当とは思われない一時停止をすることによって、1炉で処理しきれない大量のゴミが発生し、大混乱が発生したときに、「県は命令したのではなく、指導しただけだ。炉の一時停止は、組合と加茂市の考えでやったことなのだ。」とあって責任を回避するためでありましょう。まことに卑劣な行為であります。いずれにいたしましても、県の指導文書は、法律に基づかない違法の文書であり、組合と加茂市はこれに従う義務はありません。有害といえるほどは出ていない、ごく微量のダイオキシン量であるにもかかわらず、大混乱を招くことになるおそれのある炉の停止という最重大な行為をおやりになる勇気が県当局にあれば、「停止命令」をお出しになるべきであります。しかし、その命令は、有害といえるほどは出ていないごく微量のダイオキシンに係る命令でありながら、大混乱を招くおそれのある、妥当性を欠く、不当な命令であるということになります。

17 県当局は、平成30年12月下旬には、組合がとる再発防止のための恒久的の措置のすべてを把握し、了承していたのであります。そして組合が1月27日から2月6日まで「ガス冷却室のガス冷却水配管の取替」等の工事を行うことをよく承知していたのであります。工事を実施する会社の部品の準備や人員の手配等の都合により、工事が1月27日から始めざるをえないこともよく承知し、了承していたのであります。さらにはこの恒久的措置の中で、「主灰出しコンベヤの取替」と「ロータリードライヤー本体のシールパッキンの取替」は、部品の製作に数ヶ月かかるため、来年度の工事になることもよく承知していたのであります。

従って、この一時停止文書が出された1月17日は、まだ再発防止のために恒久的措置がとられることはなく、その措置は10日後の1月27日から順次とられていくことを承知し、了承しておきながら、一時停止を「指導」した理由として、「再発防止のための恒久的措置がとられていないことが平成31年1月15日に組合の事務局長への聞き取りによって確認された。」とナンセンスなことを述べたてて、何としても組合と加茂市を悪者

にしたてようとしているのであります。このようなやり口は、言語道断であり、職権濫用もここに極まれりというべきであります。

- 18 花角知事様におかれましては、県の県民生活・環境部長、三条地域振興局長、三条地域振興局健康福祉環境部長及び同部環境センター長の下で行われた官僚の職権濫用の違法にして不当な行為、市町村を人間扱いしない、温情を全く欠いた冷酷ないじめ行為が市町村の大きな恨みを買ひ、県と市町村との間の信頼を完全に破壊している冷厳な事実を思いを致され、よろしく善処して下さいますとともに、官僚を強力に指導監督して行って下さいますよう、心からお願い申し上げます。